

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	雄物川上流（強首地区）堤防除草
契約担当官等の氏 名並びにの所属す る部局の名称及び 所在地	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所長 目黒 嗣樹 秋田県湯沢市関口字上寺沢 64番地の2
契約締結日	令和 4年 6月20日
契約の相手方の 氏名及び住所	大仙市長 秋田県大仙市大曲花園町1番1号
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	4,389,000円
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	非公表
随意契約によるこ ととした理由	別添のとおり
備 考	

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載する
とともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記
載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

随意契約理由書

1. 契約団体名：大仙市
2. 業務の名称：雄物川上流（強首地区）堤防除草
3. 契約理由

本作業は、大仙市強首地区を流れる雄物川直轄管理区間において、堤防法面の保全、円滑な河川巡視の実施、良好な河川環境の保持を目的とした堤防除草を実施するものである。

雄物川の本作業区間は、古来より洪水の常襲地帯として住民の生活と河川とが密接に関わり合ってきた地域であり、輪中堤建設により浸水リスクが低減された現在でも、なお、住民の河川への関心は高く、洪水等に対する防災意識が高い地域である。

今般、堤防除草の一部作業を委託することで、実作業を行う沿川住民の河川に対する関心や洪水等に対する防災意識、河川愛護、美化思想の維持を図り、地域と一体となった河川管理の実現に寄与するものである。

契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規程を根拠法令とし、本作業を大仙市に委託するものである。

契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。